

出産育児一時金の請求について（直接支払制度利用者）

直接支払制度を利用した場合の出産育児一時金

出産する医療機関等と退院するまでの間に合意文書を交わすことにより、健保組合が、出産育児一時金を直接医療機関等へ支払うことができます。（妊娠4ヶ月（85日）以上の早産、死産、人工妊娠中絶も支給対象）

但し、直接支払制度が利用できるのは、法定の出産育児一時金額★までの出産費用となるため、出産費用が出産育児一時金等の額を下回る場合の差額や、女性被保険者（社員）に対する出産育児一時金付加金（100,000円）については、**健保に請求することにより**、後日支給されます。

★…1児につき42万円（産科医療保障制度未加入分娩機関での出産や、妊娠22週未満の出産（死産含む）は40.8万円）が支給されます。

対象者

※直接支払制度を利用された方で、次の①または②に該当する方

- ① 出産費用が出産育児一時金等の額★を下回った方
- ② JSR健保に加入中の女性被保険者（社員）の方

提出書類

①（家族）出産育児一時金付加金請求書 兼 差額支給請求書

出産後、請求書内に必要事項を記入・押印後、提出して下さい。
※死産の場合は、妊娠何ヵ月および何週であったかも記入して下さい。

② 医療機関等と交わした直接支払制度の「合意文書」（写）※原本は提出しないで下さい！

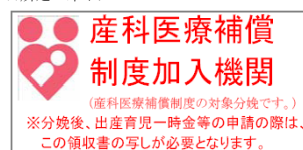
重複請求防止のため、JSR健保のみに請求したことの証明として提出して下さい。

③ 医療機関等が発行する費用の内訳が記載された領収明細書（写）※原本は提出しないで下さい！

産科医療補償制度加入分娩機関で出産した場合は、領収明細書に産科医療補償制度加入分娩機関であることを証明する所定の印★が押印されます。

この印が押された領収明細書でないと、産科医療補償制度加入分娩機関と判断できませんので、ご注意下さい。

★所定の印イメージ



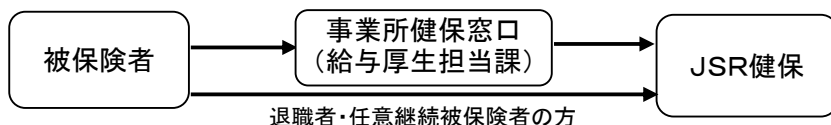
※産科医療補償制度加入分娩機関検索サイト

<http://www.sanka-hp.icghc.or.jp/>

提出締め・支給日

- ・請求書は、原則として、毎月15日（休日の場合はその前日）に締め切ります。
- ・給付金は、毎月末日（休日の場合はその前日）に支給いたします。
- ・書類の不備や審査によって、支給が遅れる場合があります。
- ・提出書類②、③を添付いただけない場合は、医療機関等から健保へ請求が届いた後（出産月以降約3ヶ月後）の支給となります。

提出ルート



注意点

- 出産育児一時金差額支給・同付加金は、出産日の翌日から起算して2年を経過すると、時効となり請求できなくなりますので、ご注意下さい。
- 合意文書および領収明細書は必ず「写し」を提出して下さい。原本を提出されても返却いたしませんので、ご注意下さい。